

平成17年地域児童福祉事業等調査結果の概況

目次

調査の概要	1頁
結果の概要	
1 保育所定員の弾力化の状況	3
2 短時間勤務の保育士の導入状況	5
3 保育料の収納事務の私人への委託状況	7
4 幼稚園と保育所の施設の共用化や行事等の連携状況	7
5 子育て支援に関する情報提供の状況	8
統計表	9
用語の解説	14

平成17年地域児童福祉事業等調査の結果は、厚生労働省ホームページにも掲載されています。

厚生労働省ホームページ(URL) <http://www.mhlw.go.jp/>

8 利用上の注意

(1) この調査の集計対象の「保育所」は、児童福祉法第39条に規定する保育所をいい、認可外保育施設は含まない。

(2) 表章記号の規約

計数がない場合	-
減少数の場合	

(3) この概況に掲載の数値は、四捨五入してあるので、内訳の合計が「総数」に合わない場合もある。

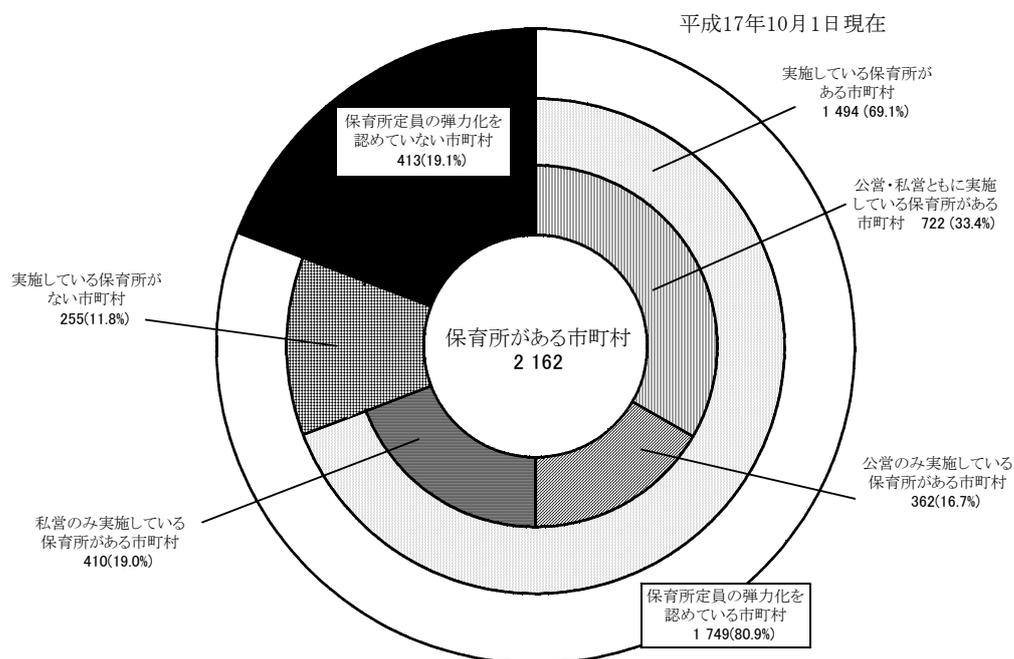
結果の概要

1 保育所定員の弾力化の状況

平成17年10月1日現在で保育所がある市町村数は2,162である。このうち、定員の弾力化（定員を超えて入所できるようにすること）を認めている市町村が1,749(80.9%)で、定員の弾力化を認めていない市町村が413(19.1%)となっている。

保育所定員の弾力化を実施している保育所がある市町村は1,494(69.1%)で、公営・私営ともに実施している保育所がある市町村が722(33.4%)、公営のみ実施している保育所がある市町村が362(16.7%)、私営のみ実施している保育所がある市町村が410(19.0%)となっている。（図1）

図1 保育所定員の弾力化の状況



保育所定員の弾力化の状況を市郡別にみると、全ての「指定都市」で弾力化を認めているが、「その他の市」では759のうち729(96.0%)、「郡部」では保育所がある1,389のうち1,006(72.4%)で弾力化を認めている（表1）。

表1 市郡別にみた保育所定員の弾力化の状況

	平成17年10月1日現在					
	実数			構成割合 (%)		
	保育所がある市町村	弾力化を認めている市町村	弾力化を認めていない市町村	保育所がある市町村	弾力化を認めている市町村	弾力化を認めていない市町村
総数	2,162	1,749	413	100.0	80.9	19.1
指定都市	14	14	-	100.0	100.0	-
その他の市	759	729	30	100.0	96.0	4.0
人口15万人以上の市	159	155	4	100.0	97.5	2.5
人口10万～15万人未満の市	98	97	1	100.0	99.0	1.0
人口5万～10万人未満の市	254	245	9	100.0	96.5	3.5
人口5万人未満の市	248	232	16	100.0	93.5	6.5
郡部	1,389	1,006	383	100.0	72.4	27.6

注：人口は住民基本台帳（平成17年3月31日現在）による。

保育所定員の弾力化を実施している保育所数は13,405(59.2%)である。これを市郡別にみると、「指定都市」では1,913(74.8%)の保育所が弾力化を実施しているが、「その他の市」では9,649(62.7%)、「郡部」では1,843(39.4%)となっている。

さらに保育所の公営・私営別にみると、全ての人口規模において私営保育所の方が公営保育所よりも定員の弾力化の実施割合が高くなっている。(表2)

表2 市郡別にみた公営－私営別保育所における保育所定員の弾力化の実施状況

平成17年10月1日現在

	保育所総数	弾力化を実施している		弾力化を実施していない		公営	弾力化を実施している		弾力化を実施していない		私営	弾力化を実施している		弾力化を実施していない	
		弾力化を実施している	弾力化を実施していない	弾力化を実施している	弾力化を実施していない		弾力化を実施している	弾力化を実施していない	弾力化を実施している	弾力化を実施していない		弾力化を実施している	弾力化を実施していない		
総数	22 633	13 405	9 228	11 857	4 708	7 149	10 776	8 697	2 079						
指定都市	2 556	1 913	643	949	588	361	1 607	1 325	282						
その他の市	15 401	9 649	5 752	7 782	3 321	4 461	7 619	6 328	1 291						
人口15万人以上の市	7 251	4 968	2 283	3 389	1 658	1 731	3 862	3 310	552						
人口10万～15万人未満の市	2 077	1 441	636	951	485	466	1 126	956	170						
人口5万～10万人未満の市	3 647	2 103	1 544	2 030	781	1 249	1 617	1 322	295						
人口5万人未満の市	2 426	1 137	1 289	1 412	397	1 015	1 014	740	274						
郡部	4 676	1 843	2 833	3 126	799	2 327	1 550	1 044	506						
				構成割合 (%)											
総数	100.0	59.2	40.8	100.0	39.7	60.3	100.0	80.7	19.3						
指定都市	100.0	74.8	25.2	100.0	62.0	38.0	100.0	82.5	17.5						
その他の市	100.0	62.7	37.3	100.0	42.7	57.3	100.0	83.1	16.9						
人口15万人以上の市	100.0	68.5	31.5	100.0	48.9	51.1	100.0	85.7	14.3						
人口10万～15万人未満の市	100.0	69.4	30.6	100.0	51.0	49.0	100.0	84.9	15.1						
人口5万～10万人未満の市	100.0	57.7	42.3	100.0	38.5	61.5	100.0	81.8	18.2						
人口5万人未満の市	100.0	46.9	53.1	100.0	28.1	71.9	100.0	73.0	27.0						
郡部	100.0	39.4	60.6	100.0	25.6	74.4	100.0	67.4	32.6						

注：人口は住民基本台帳（平成17年3月31日現在）による。

保育所定員の弾力化を認めていない413市町村について「今後の予定」をみると、「認める予定」が23(5.6%)、「現在検討中」が35(8.5%)、「認める予定なし」が355(86.0%)となっている(図2)。

また、「現在検討中」及び「認める予定なし」の390市町村について、「現在認めていない理由」をみると、「待機児童がいないため、必要ない」が347(89.0%)となっている(図3)。

図2 保育所定員の弾力化を認めていない市町村の今後の予定

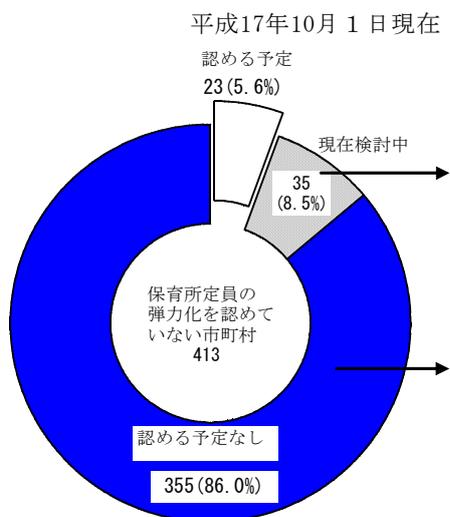
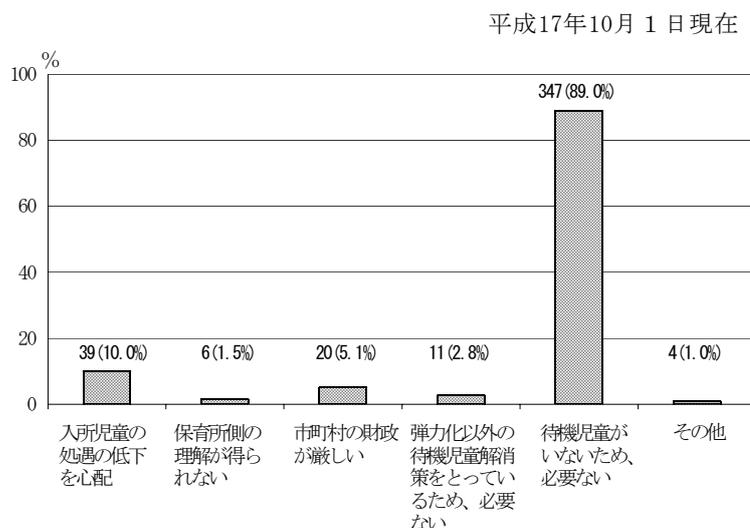


図3 「現在検討中」と「認める予定なし」の市町村の「現在認めていない理由」(複数回答)



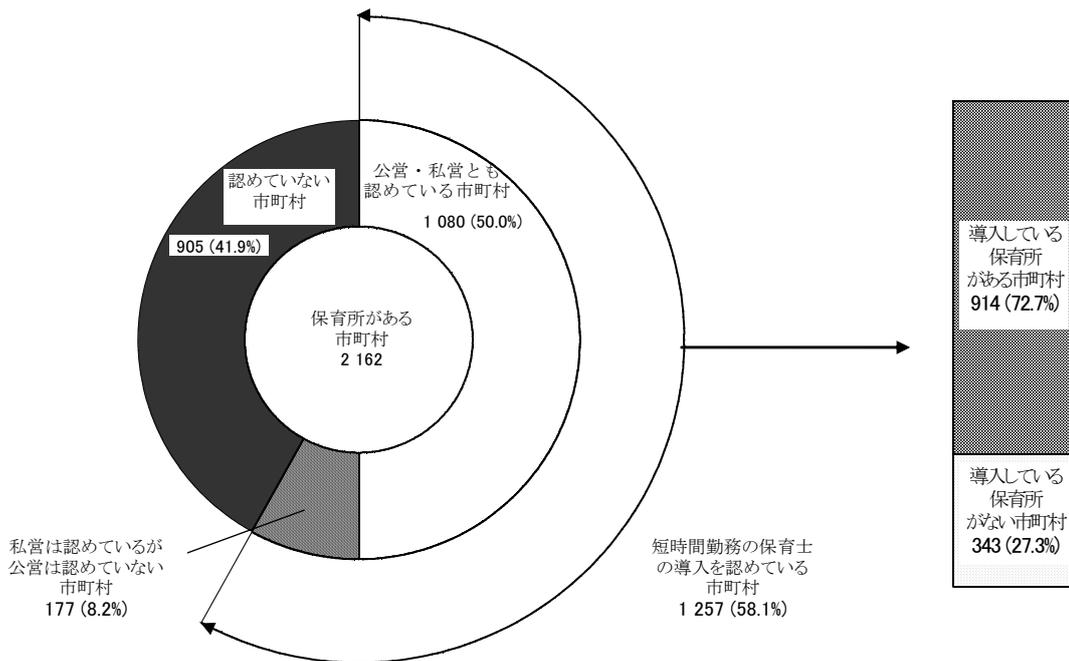
2 短時間勤務の保育士の導入状況

保育所がある市町村における短時間勤務の保育士の導入状況を見ると、「導入を認めている市町村」は1,257(58.1%)となっている。そのうち「公営・私営とも認めている市町村」が1,080(50.0%)、「私営は認めているが公営は認めていない市町村」が177(8.2%)となっている。

また、「導入を認めている市町村」のうち、実際に導入している保育所がある市町村は914(72.7%)となっている。(図4)

図4 短時間勤務の保育士の導入状況

平成17年10月1日現在



短時間勤務の保育士の導入状況を市郡別にみると、「指定都市」では14のうち7(50.0%)、「その他の市」では759のうち566(74.6%)、「郡部」では1,389のうち684(49.2%)で導入を認めている(表3)。

表3 市郡別にみた短時間勤務の保育士の導入状況

平成17年10月1日現在

	実数			構成割合(%)		
	保育所がある市町村	短時間勤務の保育士の導入を認めている市町村	短時間勤務の保育士の導入を認めていない市町村	保育所がある市町村	短時間勤務の保育士の導入を認めている市町村	短時間勤務の保育士の導入を認めていない市町村
総数	2,162	1,257	905	100.0	58.1	41.9
指定都市	14	7	7	100.0	50.0	50.0
その他の市	759	566	193	100.0	74.6	25.4
人口15万人以上の市	159	124	35	100.0	78.0	22.0
人口10万～15万人未満の市	98	77	21	100.0	78.6	21.4
人口5万～10万人未満の市	254	200	54	100.0	78.7	21.3
人口5万人未満の市	248	165	83	100.0	66.5	33.5
郡部	1,389	684	705	100.0	49.2	50.8

注：人口は住民基本台帳(平成17年3月31日現在)による。

短時間勤務の保育士を導入している保育所数は6,107(27.0%)である。これを市郡別にみると、「指定都市」では429(16.8%)の保育所が短時間勤務の保育士を導入しているが、「その他の市」では4,619(30.0%)、「郡部」では1,059(22.6%)となっている。

さらに保育所の公営・私営別にみると、全ての人口規模において私営保育所の方が公営保育所よりも導入している保育所の割合が高くなっている。(表4)

表4 市郡別にみた公営－私営別保育所における短時間勤務保育士の導入状況

平成17年10月1日現在

	保育所総数	短時間勤務の保育士を導入している	短時間勤務の保育士を導入していない	実数					
				公営	短時間勤務の保育士を導入している	短時間勤務の保育士を導入していない	私営	短時間勤務の保育士を導入している	短時間勤務の保育士を導入していない
総数	22 633	6 107	16 488	11 857	2 660	9 197	10 776	3 447	7 291
指定都市	2 556	429	2 127	949	158	791	1 607	271	1 336
その他の市	15 401	4 619	10 744	7 782	1 906	5 876	7 619	2 713	4 868
人口15万人以上の市	7 251	2 112	5 111	3 389	735	2 654	¹⁾ 3 862	1 377	2 457
人口10万～15万人未満の市	2 077	726	1 341	951	261	690	¹⁾ 1 126	465	651
人口5万～10万人未満の市	3 647	1 180	2 467	2 030	620	1 410	1 617	560	1 057
人口5万人未満の市	2 426	601	1 825	1 412	290	1 122	1 014	311	703
郡部	4 676	1 059	3 617	3 126	596	2 530	1 550	463	1 087
				構成割合 (%)					
総数	100.0	27.0	72.8	100.0	22.4	77.6	100.0	32.0	67.7
指定都市	100.0	16.8	83.2	100.0	16.6	83.4	100.0	16.9	83.1
その他の市	100.0	30.0	69.8	100.0	24.5	75.5	100.0	35.6	63.9
人口15万人以上の市	100.0	29.1	70.5	100.0	21.7	78.3	¹⁾ 100.0	35.7	63.6
人口10万～15万人未満の市	100.0	35.0	64.6	100.0	27.4	72.6	¹⁾ 100.0	41.3	57.8
人口5万～10万人未満の市	100.0	32.4	67.6	100.0	30.5	69.5	100.0	34.6	65.4
人口5万人未満の市	100.0	24.8	75.2	100.0	20.5	79.5	100.0	30.7	69.3
郡部	100.0	22.6	77.4	100.0	19.1	80.9	100.0	29.9	70.1

注：1) 導入状況が不詳の保育所を含む。
2) 人口は住民基本台帳（平成17年3月31日現在）による。

短時間勤務の保育士の導入を認めていない905市町村について「今後の予定」をみると、「認める予定」が39(4.3%)、「現在検討中」が158(17.5%)、「認める予定なし」が708(78.2%)となっている(図5)。

また、「現在検討中」及び「認める予定なし」の866市町村について、「現在認めていない理由」をみると、「現状の職員配置で対応できている」が735(84.9%)となっている(図6)。

図5 短時間勤務の保育士の導入を認めていない市町村の今後の予定

平成17年10月1日現在

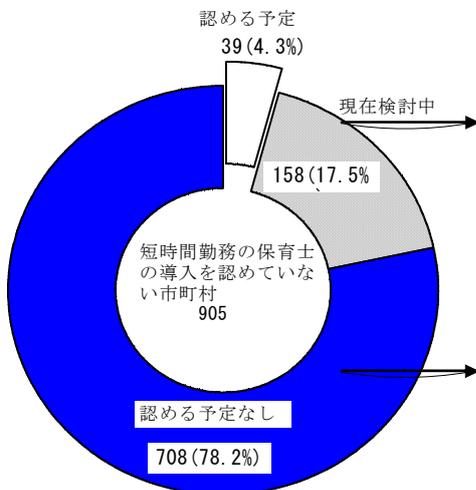
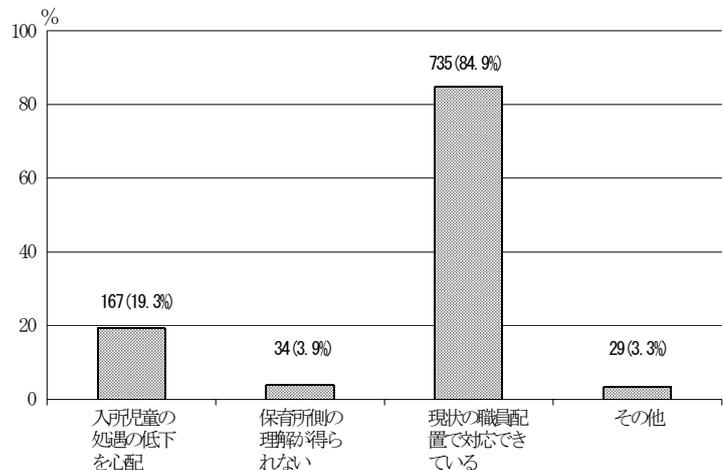


図6 「現在検討中」と「認める予定なし」の市町村の「現在認めていない理由」(複数回答)

平成17年10月1日現在



3 保育料の収納事務の私人への委託状況

保育所がある市町村における保育料の収納事務の市町村から私人への委託状況をみると、「委託している」が108(5.0%)、「委託する予定あり」が141(6.5%)、「委託する予定なし」が1,913(88.5%)となっている(図7)。

また、「委託している」及び「委託する予定あり」と答えた249市町村について、委託先をみると、「私営保育所」が194(77.9%)、「コンビニエンスストア」が27(10.8%)、「委託先未定」が30(12.0%)となっている(図8)。

図7 保育料の収納事務の私人への委託状況

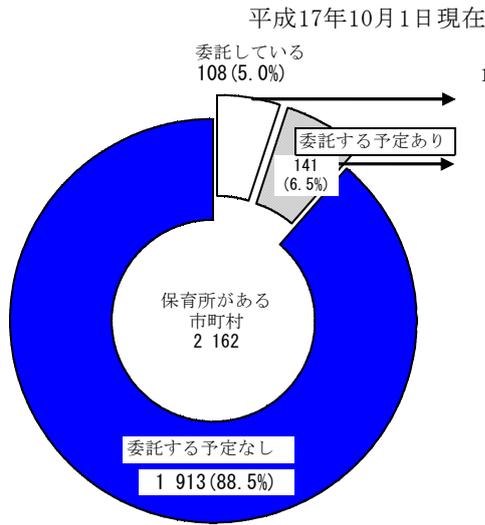
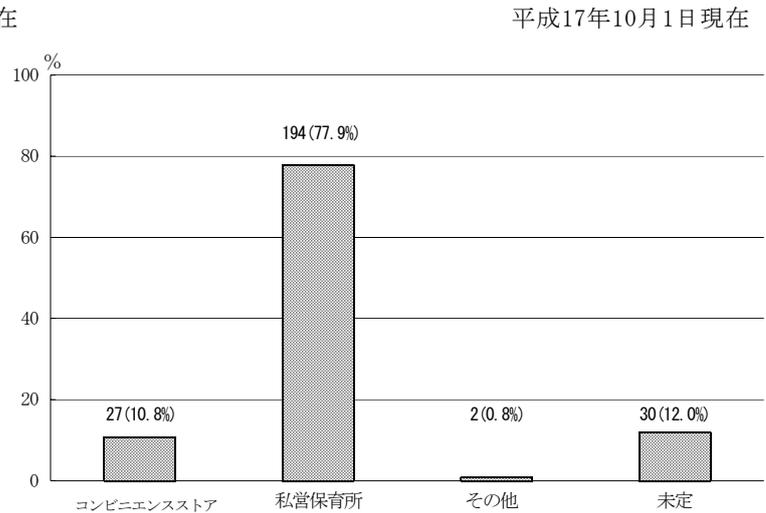


図8 「委託している」と「委託する予定あり」の市町村の「委託先」(複数回答)



4 幼稚園と保育所の施設の共用化や行事等の連携状況

幼稚園と保育所がある1,588市町村における「幼稚園と保育所の施設の共用化や行事等の連携」(以下「連携」という。)の状況をみると、「推進している」市町村が612(38.5%)、「推進していない」市町村が976(61.5%)となっている(図9)。

また、「推進している」市町村について推進内容をみると、「職員の合同研修」が390(63.7%)、「行事(運動会、発表会、子育て相談会等)の合同開催」が387(63.2%)、「施設(遊戯室、運動場、調理室等)の共用」が203(33.2%)となっている(図10)。

図9 幼稚園と保育所の施設の共用化や行事等の連携状況

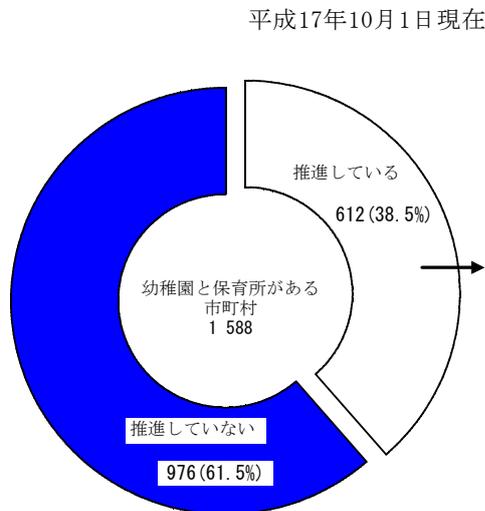
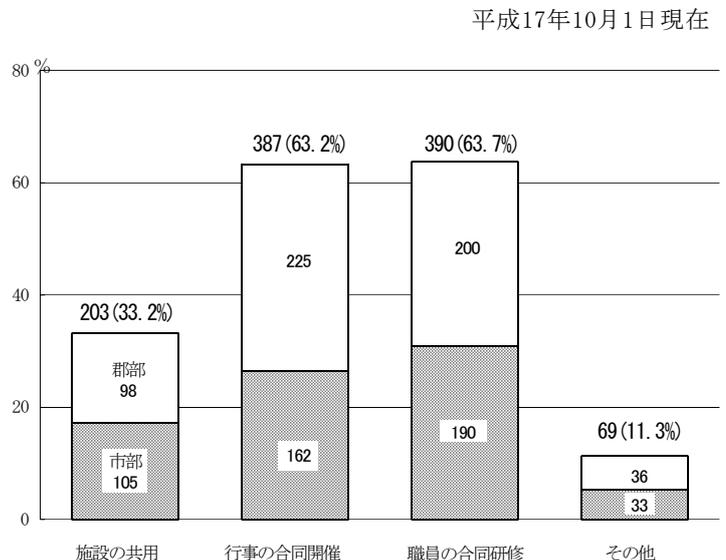


図10 幼稚園と保育所の連携を「推進している」市町村の「推進内容」(複数回答)



「連携」を「推進していない」976市町村について「今後の予定」をみると、「推進する予定」が139(14.2%)、「現在検討中」が282(28.9%)、「検討する予定なし」が555(56.9%)となっている(図11)。

また、「現在検討中」及び「検討する予定なし」の837市町村について、現在推進していない理由をみると、「幼稚園と保育所の場所が離れているため連携が困難」が485(57.9%)と最も多く、以下、「幼稚園又は保育所側の理解が得られない」が246(29.4%)、「入所児童の処遇の低下を心配」が53(6.3%)、「利用者(保護者)側の理解が得られない」が50(6.0%)となっている(図12)。

図11 幼稚園と保育所の連携を推進していない市町村の今後の予定

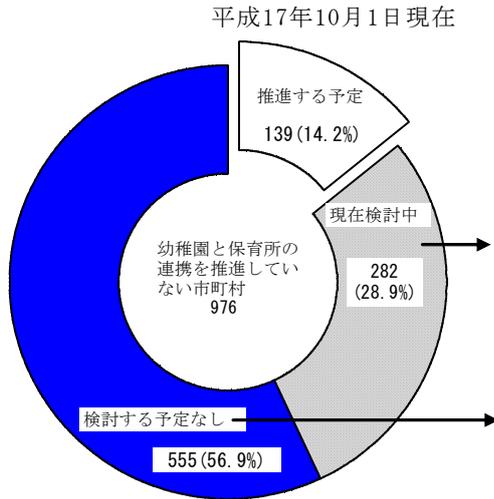
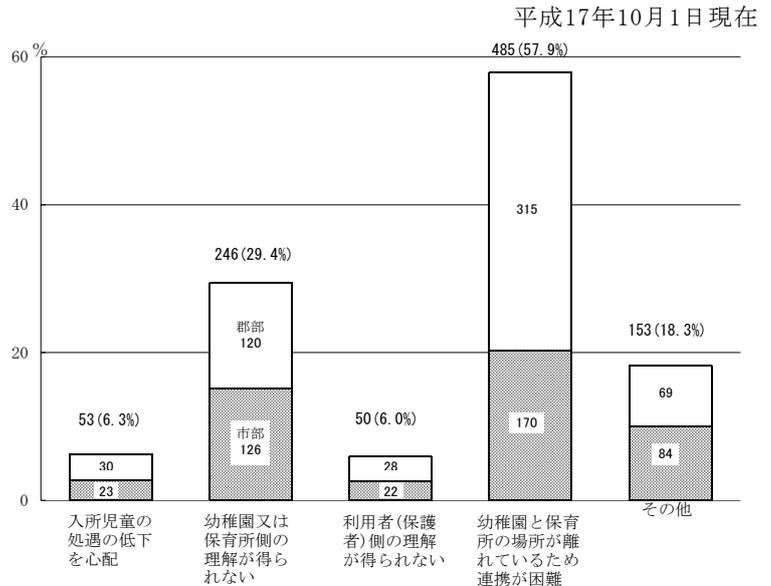


図12 「現在検討中」と「検討する予定なし」の市町村の「現在推進していない理由」(複数回答)



5 子育て支援に関する情報提供の状況

全市町村における子育て支援に関する情報提供の状況をみると、ほとんどの市町村で「保育施設・サービスの内容」、「保育施設・サービスの料金」、「保育施設・サービスの利用(手続き)方法」、「保育所入所の選考基準」、「子育て・児童関係の諸手当・助成制度の利用方法」、「子育て・児童関係の相談窓口・連絡先」について情報提供をしているが、「休日・夜間小児緊急医療情報」については75.7%、「保育施設・サービスの評価(第三者評価、指導監督における指摘事項等)」については36.7%の市町村で情報提供をしている(表5)。

表5 子育て支援に関する情報提供の状況(複数回答)

平成17年10月1日現在

(単位: %)

	市町村総数	情報提供している						情報提供していない
		市町村の窓口	市町村広報誌	パンフレット等	ホームページ	その他		
保育施設・サービスの内容	100.0	99.7	96.2	61.4	66.2	62.8	8.3	0.3
保育施設・サービスの料金	100.0	99.5	96.5	25.8	56.5	40.1	7.4	0.5
保育施設・サービスの利用(手続き)方法	100.0	99.7	96.7	59.7	55.2	46.6	8.9	0.3
保育所入所の選考基準	100.0	90.9	86.1	23.7	29.7	19.9	9.0	9.1
保育施設・サービスの評価(第三者評価、指導監督における指摘事項等)	100.0	36.7	23.6	1.8	2.3	2.9	8.9	63.3
子育て・児童関係の諸手当・助成制度の利用方法	100.0	99.7	97.6	76.6	61.0	50.4	4.4	0.3
子育て・児童関係の相談窓口・連絡先	100.0	99.5	97.2	59.5	42.6	43.5	9.3	0.5
休日・夜間小児緊急医療情報	100.0	75.7	54.8	47.3	20.3	25.4	10.4	24.3

統計表

第1表 定員の弾力化等を実施している保育所の都道府県別状況

	保育所総数			保育所定員の弾力化					
	総数	公営	私営	平成17年4月1日			平成17年10月1日		
				総数	公営	私営	総数	公営	私営
全 国	22 633	11 857	10 776	11 029	3 689	7 340	13 405	4 708	8 697
北海道	834	425	409	382	88	294	470	125	345
青 森	488	102	386	251	10	241	285	14	271
岩 手	345	169	176	205	76	129	234	87	147
宮 城	329	219	110	173	89	84	200	107	93
秋 田	236	119	117	125	38	87	149	52	97
山 形	230	132	98	141	59	82	166	71	95
福 島	303	211	92	175	100	75	189	108	81
茨 城	442	202	240	299	100	199	346	125	221
栃 木	335	205	130	235	123	112	250	131	119
群 馬	413	137	276	318	74	244	332	77	255
埼 玉	813	463	350	521	242	279	610	304	306
千 葉	679	452	227	390	208	182	465	264	201
東 京	1 638	983	655	677	263	414	779	318	461
神 奈 川	825	355	470	485	192	293	562	214	348
新 潟	712	489	223	264	120	144	337	161	176
富 山	322	242	80	74	39	35	137	76	61
石 川	401	228	173	97	-	97	138	25	113
福 井	282	169	113	61	18	43	115	35	80
山 梨	242	143	99	118	45	73	133	50	83
長 野	617	507	110	163	104	59	212	134	78
岐 阜	438	308	130	-	-	-	116	46	70
静 岡	501	242	259	323	114	209	376	142	234
愛 知	1 182	817	365	336	145	191	410	171	239
三 重	440	290	150	198	103	95	232	122	110
滋 賀	240	129	111	134	41	93	158	56	102
京 都	492	189	303	293	44	249	316	47	269
大 阪	1 138	470	668	829	277	552	898	306	592
兵 庫	849	402	447	490	146	344	585	204	381
奈 良	193	116	77	79	31	48	96	37	59
和 歌 山	231	158	73	59	12	47	71	17	54
鳥 取	202	143	59	69	36	33	90	46	44
島 根	262	96	166	107	29	78	162	41	121
岡 山	399	210	189	203	73	130	266	96	170
広 島	621	412	209	188	88	100	323	158	165
山 口	317	146	171	117	34	83	178	55	123
徳 島	222	153	69	77	30	47	102	36	66
香 川	207	129	78	94	40	54	122	54	68
愛 媛	337	242	95	127	61	66	152	73	79
高 知	289	189	100	73	23	50	94	29	65
福 岡	872	242	630	471	72	399	611	109	502
佐 賀	216	67	149	109	16	93	141	22	119
長 崎	433	84	349	207	26	181	275	39	236
熊 本	586	199	387	374	85	289	435	101	334
大 分	285	88	197	143	21	122	199	39	160
宮 崎	407	121	286	194	15	179	257	25	232
鹿 児 島	439	118	321	284	36	248	322	51	271
沖 縄	349	145	204	297	103	194	309	108	201

平成17年10月1日現在

保育所定員の弾力化				短時間勤務の保育士の導入			
平成17年4月1日		平成17年10月1日		総数	公営	私営	
定員	入所児童数	定員	入所児童数				
1 042 965	1 130 485	1 261 271	1 422 863	6 107	2 660	3 447	全 国
30 929	33 659	37 614	42 828	169	64	105	北海道
17 858	19 755	20 053	23 940	138	15	123	青森
16 421	17 609	18 563	21 247	108	48	60	岩手
13 995	15 205	15 975	17 781	110	96	14	宮城
11 465	12 530	13 590	15 628	75	21	54	秋田
12 368	13 418	13 818	15 670	38	22	16	山形
14 455	15 978	15 554	18 213	83	62	21	福島
26 238	28 502	30 503	34 793	196	100	96	茨城
20 445	22 540	21 100	25 069	56	22	34	栃木
30 534	33 083	31 729	37 074	128	33	95	群馬
45 031	48 586	52 772	58 931	255	148	107	埼玉
40 316	43 198	48 432	54 449	107	63	44	千葉
65 780	69 336	76 222	81 102	182	112	70	東京
47 860	51 261	55 660	61 048	528	202	326	神奈川
24 404	26 341	30 151	33 896	85	69	16	新潟
8 030	8 607	15 105	16 580	119	86	33	富山
9 934	10 391	14 020	15 062	179	77	102	石川
6 370	6 955	11 250	12 506	57	12	45	福井
10 660	11 751	11 845	13 457	59	30	29	山梨
18 265	19 805	23 235	25 735	123	85	38	長野
-	-	13 776	14 709	113	72	41	岐阜
31 690	33 859	36 765	41 536	124	46	78	静岡
43 173	45 832	51 763	56 325	295	203	92	愛知
19 502	21 079	22 717	25 486	114	63	51	三重
14 239	15 491	16 609	18 695	93	43	50	滋賀
31 051	34 109	33 136	37 702	75	37	38	京都
89 051	98 179	96 438	108 802	368	152	216	大阪
45 769	49 903	53 407	61 170	197	62	135	兵庫
9 769	10 566	12 299	13 856	77	43	34	奈良
6 515	6 976	7 390	8 537	44	6	38	和歌山
6 670	7 276	8 475	9 464	40	23	17	鳥取
8 885	9 781	12 285	14 102	73	9	64	島根
21 846	23 861	28 512	32 383	132	73	59	岡山
20 223	21 791	33 239	37 215	85	59	26	広島
10 689	11 649	16 084	18 297	150	48	102	山口
5 775	6 317	7 415	8 455	2	2	-	徳島
10 299	11 112	13 374	15 122	73	39	34	香川
11 210	12 232	13 580	15 505	105	52	53	愛媛
7 775	8 317	9 090	9 972	25	17	8	高知
52 105	56 343	67 395	76 145	208	52	156	福岡
10 355	11 188	12 765	14 640	70	12	58	佐賀
15 650	17 266	21 565	25 000	203	31	172	長崎
30 330	33 138	34 570	40 535	94	26	68	熊本
11 656	12 533	15 781	18 059	117	28	89	大分
13 910	15 090	18 440	21 144	148	36	112	宮崎
20 084	22 223	22 894	27 004	202	38	164	鹿児島
23 386	25 864	24 316	27 994	85	21	64	沖縄

第2表 市町村の保育所定員の弾力化等の都道府県別状況

	市町村総数	保育所がある市町村数	保育所定員の弾力化の状況			短時間勤務の保育士の導入状況		
			弾力化することを認めている市町村数	弾力化を実施している保育所のある市町村数	弾力化することを認めていない市町村数	公営・私営とも認めている市町村数	私営のみ認めている市町村数	認めていない市町村数
全 国	2 239	2 162	1 749	1 494	413	1 080	177	905
北海道	198	174	114	73	60	69	4	101
青森	47	47	43	34	4	24	4	19
岩手	47	45	38	36	7	24	4	17
宮城	44	43	39	31	4	28	-	15
秋田	29	29	21	17	8	14	2	13
山形	38	38	31	29	7	18	1	19
福島	81	76	52	40	24	34	2	40
茨城	54	54	51	51	3	44	3	7
栃木	40	40	33	30	7	18	3	19
群馬	54	50	42	37	8	31	4	15
埼玉	78	77	68	66	9	47	11	19
千葉	74	74	53	51	21	31	6	37
東京	62	60	49	48	11	21	11	28
神奈川	37	36	31	28	5	28	1	7
新潟	43	43	32	27	11	23	4	16
富山	21	21	20	18	1	10	-	11
石川	20	20	11	8	9	12	1	7
福井	27	27	23	17	4	15	4	8
山梨	36	34	23	19	11	13	2	19
長野	94	91	56	38	35	36	2	53
岐阜	46	46	39	24	7	28	2	16
静岡	44	44	39	34	5	25	3	16
愛知	68	67	51	36	16	35	1	31
三重	46	46	39	36	7	22	2	22
滋賀	32	32	26	25	6	17	3	12
京都	38	38	25	22	13	11	2	25
大阪	43	43	42	42	1	26	10	7
兵庫	52	51	48	45	3	24	6	21
奈良	42	33	25	22	8	12	5	16
和歌山	39	38	26	18	12	13	5	20
鳥取	19	19	11	11	8	6	2	11
島根	21	21	19	17	2	8	2	11
岡山	32	31	28	24	3	21	2	8
広島	28	27	27	23	-	13	5	9
山口	29	28	25	20	3	19	6	3
徳島	35	35	22	18	13	12	4	19
香川	34	34	31	23	3	12	5	17
愛媛	20	20	18	16	2	9	3	8
高知	45	44	31	18	13	11	1	32
福岡	85	85	73	65	12	52	10	23
佐賀	31	30	28	26	2	19	2	9
長崎	42	42	40	37	2	25	2	15
熊本	62	62	57	54	5	35	6	21
大分	21	21	21	18	-	12	2	7
宮崎	44	40	36	33	4	21	5	14
鹿児島	72	68	57	57	11	38	3	27
沖縄	45	38	35	32	3	14	9	15

平成17年10月1日現在

保育料の収納事務の私人への委託状況		幼稚園と保育所の施設の共用化や行事等の連携状況			
委託している市町村数	委託していない市町村数	幼稚園と保育所がある市町村数	連携を推進している市町村数	連携を推進していない市町村数	
108	2 054	1 588	612	976	全 国
5	169	116	34	82	北海道
6	41	30	4	26	青森
-	45	35	18	17	岩手
-	43	41	19	22	宮城
-	29	20	14	6	秋田
-	38	26	14	12	山形
2	74	59	16	43	福島
3	51	47	18	29	茨城
-	40	36	16	20	栃木
4	46	38	11	27	群馬
2	75	69	26	43	埼玉
-	74	57	19	38	千葉
2	58	49	18	31	東京
2	34	34	11	23	神奈川
2	41	28	13	15	新潟
-	21	14	7	7	富山
-	20	14	5	9	石川
4	23	18	12	6	福井
-	34	15	5	10	山梨
1	90	28	9	19	長野
2	44	29	12	17	岐阜
-	44	39	17	22	静岡
3	64	45	17	28	愛知
1	45	32	16	16	三重
3	29	31	20	11	滋賀
1	37	22	9	13	京都
2	41	40	20	20	大阪
1	50	46	21	25	兵庫
3	30	28	16	12	奈良
2	36	19	11	8	和歌山
-	19	9	5	4	鳥取
1	20	12	7	5	島根
2	29	27	14	13	岡山
1	26	22	12	10	広島
9	19	18	8	10	山口
-	35	28	12	16	徳島
5	29	30	17	13	香川
-	20	14	4	10	愛媛
-	44	22	13	9	高知
11	74	59	6	53	福岡
3	27	28	10	18	佐賀
7	35	34	12	22	長崎
9	53	37	14	23	熊本
7	14	21	8	13	大分
1	39	32	5	27	宮崎
1	67	55	12	43	鹿児島
-	38	35	5	30	沖縄

参考表1 保育所の状況の年次比較

各年10月1日現在

	平成11年	平成14年	平成17年	増減 (17年-14年)
実数				
保育所総数	22 275	22 288	22 633	345
定員の弾力化を実施している保育所数	9 597	12 479	13 405	926
短時間勤務の保育士を導入している保育所数	2 190	4 352	6 107	1 755
公営保育所数	12 849	12 422	11 857	△ 565
定員の弾力化を実施している保育所数	2 846	4 510	4 708	198
短時間勤務の保育士を導入している保育所数	941	2 098	2 660	562
私営保育所数	9 426	9 866	10 776	910
定員の弾力化を実施している保育所数	6 751	7 969	8 697	728
短時間勤務の保育士を導入している保育所数	1 249	2 254	3 447	1 193
構成割合 (%)				
保育所総数	100.0	100.0	100.0	
定員の弾力化を実施している保育所数	43.1	56.0	59.2	
短時間勤務の保育士を導入している保育所数	9.8	19.5	27.0	
公営保育所数	100.0	100.0	100.0	
定員の弾力化を実施している保育所数	22.1	36.3	39.7	
短時間勤務の保育士を導入している保育所数	7.3	16.9	22.4	
私営保育所数	100.0	100.0	100.0	
定員の弾力化を実施している保育所数	71.6	80.8	80.7	
短時間勤務の保育士を導入している保育所数	13.3	22.8	32.0	

参考表2 市町村の状況の年次比較

各年10月1日現在

	平成11年	平成14年	平成17年	増減 (17年-14年)
市町村総数	3 252	3 240	2 239	△ 1 001
実数				
保育所のある市町村	3 085	3 083	2 162	△ 921
保育所定員の弾力化の状況				
認めている市町村数	1 771	2 398	1 749	△ 649
弾力化している保育所がある市町村数	1 589	1 928	1 494	△ 434
認めていない市町村数	1) 1 314	685	413	△ 272
短時間勤務の保育士の導入状況				
認めている市町村数	1 489	1 749	1 257	△ 492
導入している保育所がある市町村数	623	1 007	914	△ 93
認めていない市町村数	1 596	1 334	905	△ 429
構成割合 (%)				
保育所のある市町村	100.0	100.0	100.0	
保育所定員の弾力化の状況				
認めている市町村数	57.4	77.8	80.9	
弾力化している保育所がある市町村数	51.5	62.5	69.1	
認めていない市町村数	1) 42.6	22.2	19.1	
短時間勤務の保育士の導入状況				
認めている市町村数	48.3	56.7	58.1	
導入している保育所がある市町村数	20.2	32.7	42.3	
認めていない市町村数	51.7	43.3	41.9	

注：1) 平成11年調査時の「市町村として、弾力化することを認めていない」と「待機児童がいないため、弾力化する必要がない」を合計した数値である。

用語の解説

【保育所定員の弾力化】

保育所定員の弾力化とは、市町村において待機児童解消等のため、定員を超えて入所できるようにすることをいう。

平成10年「保育所への入所の円滑化について」（厚生省児童家庭局保育課長通知）により行われている制度で、年度当初においてはおおむね認可定員に15%、年度途中においてはおおむね認可定員に25%を乗じて得た員数の範囲内で、さらに年度後半（10月以降）は認可定員に25%を乗じて得た員数を超えて保育の実施を行っても差し支えないとされ、いずれも児童福祉施設最低基準を満たしていることを条件に認められることとされた。

【短時間勤務の保育士】

短時間勤務の保育士とは、保育所に勤務する保育士のうちで、短時間勤務（1日6時間未満又は月20日未満勤務）の保育士をいう。

これまで、保育所の保育士は常勤の保育士を配置することを原則として、最低基準の2割までは短時間勤務の保育士を配置することができるとされてきたが、平成14年7月から一定の条件（常勤の保育士が各組や各グループに1名以上配置されていること等）を満たす場合には、短時間勤務の保育士をあてても差し支えないこととされた。

【保育料の収納事務の私人への委託】

都道府県及び市町村の長は、収納の確保及び本人又はその扶養義務者の便宜の増進に寄与すると認める場合に限り、保育料の収納事務を私人へ委託することができる。

平成16年「児童福祉法の一部を改正する法律」の施行により、平成17年4月から実施された。

【幼稚園と保育所の施設の共用化】

幼稚園と保育所の施設の共用化とは、幼稚園と保育所の施設・設備などを相互に共用化することをいう。

平成10年「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」（文部省初等中等教育・厚生省児童家庭局長連名通知）により行われており、多様なニーズに対応できるよう、幼稚園と保育所の施設・運営の共用化、職員の兼務などについて地域の実情に応じて弾力的な運用を図ることとされた。

【子育て支援に関する情報提供】

児童福祉法第21条の11第1項では、市町村は子育て支援事業に関し必要な情報の提供を行うこととしている。（子育て支援事業とは、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、児童福祉施行規則第21条の19に定める事業をいう。）

【市 郡】

市郡は、次の分類による。

- 1 市部
 - ア 指定都市
東京都区部以外の政令指定都市をいう。
 - イ その他の市
指定都市以外の市及び特別区をいう。
- 2 郡部
上記1以外をいう。